

有限会社 静岡健康企画 <薬学生奨学金>規定

有限会社静岡健康企画は、働く人々の生命と健康を守り、心の通いあう親切でよりよい医療をめざす薬学生育成のためにこの奨学金規定を定める。

第1条 (目的)

この規定による奨学金は、卒業後働く人々の生命と健康を守る立場での薬剤活動に従事することを決意する薬学生の勉学の要望に応えて、これを静岡健康企画奨学生(以下奨学生という)として経済的援助を行うことを目的とする。

なお、奨学金の貸与によって、卒業後の身分を有限会社静岡健康企画の職員となることを保証するものではない。

第2条 (奨学生の任務・義務)

1. 任務

奨学生は、民医連の医療福祉活動を学び、働く人々の生命と健康を守る医療技術者の後継者としての誇りを持って、医学・医療の勉学、その他働くものの立場に立った社会科学の学習を身につけ、一日も早くその目的を達成しなければならない。

2. 義務

静岡民医連に加盟する事業所での実習(春季休暇中、夏季休暇中)
静岡民医連奨学生合宿、奨学生会議への参加
静岡民医連学術運動交流集会への参加
その他企画への参加

第3条 (奨学金の貸与基準)

貸与基準は、月額40,000円とする。貸与期間は当該学校の所要期間とし、無利子とする。

第4条 (奨学金の申請)

この規定による奨学金を希望する者は、この規定を承認し、連帯保証人2名の推薦を附して所定の申し込みを行う。

申請に必要な書類

所定の申込書

住民票(本人)

健康診断書(本人)

その他静岡健康企画が必要と認めたもの

第5条 (保証人)

保証人は、原則として父母とする。父母がいない場合には兄弟・おじおば等4親等以内の成人親族とする。

第6条 (奨学金の審査・貸与)

奨学金は、静岡健康企画取締役会の審査の上、貸与されるものとする。

審査は、小論文と面接をもとに行う。

決定は文書で本人に通知する。

第7条 (奨学金の貸与方法)

1. 貸与期日は、毎月10日とし、当日が日曜祭日にあたる場合は、その前日とす

- る。貸与方法は、原則として本人に手渡すものとする。
2. 貸与開始は、原則として申込書の提出された月に遡及して貸与する。
 3. 申請事由及び内容、住所の異動など変更のあった場合は、一ヶ月以内にその旨を静岡健康企画に届け出なければならない。

第8条 (奨学金の返済)

卒業後または、学業もしくは奨学生の身分を打ち切る場合、貸与額の全てを返済するものとする。

第9条 (奨学金の返済方法)

卒業後、貸与した期間内での返済とする。

ただし、学業もしくは奨学生の身分を打ち切った場合は、直ちに一括返済とする。

第10条 (改廃)

この規定の実行に際して、定めのない事項が生じたとき、その処理は、静岡健康企画取締役会が行う。改廃の場合も同様とする。

第11条 (施行)

この規定は、1998年7月1日より施行する。

2007年4月25日改定

有限会社静岡健康企画 薬学生奨学金申込書

有限会社静岡健康企画
代表取締役 吉岡優子 殿

私は、有限会社静岡健康企画薬学生奨学金規定を認め、奨学金貸与の申し込みを致します。

200 年 月 日

〒 -
住 所 _____

電 話 _____ () _____

e-mail (携帯) _____
(PC) _____

氏 名 _____ 印

学校名 _____ 学年 _____ 年

私は、_____の静岡健康企画薬学生奨学金貸与申し込みにあたり、規定にもとづき奨学金の返済に対して連帯して保証致します。

年 月 日

< 連帯保証人 >

氏 名 _____ 印 本人との続柄 ()

住 所 〒 - _____

電 話 _____ () _____

氏 名 _____ 印 本人との続柄 ()

住 所 〒 - _____

電 話 _____ () _____

< 添付書類 >

本人の住民票 健康診断書 在学証明書 連帯保証人の印鑑証明

